

広島市告示（安佐北区）第51号

令和8年6月12日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年6月12日から令和8年6月26日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	安佐北3区 263号線	安佐北区可部町大字桐原字山根1484番地4 地先から 安佐北区可部町大字桐原字山根1484番地1 地先まで	令和8年6月12日
市道	安佐北3区 263号線	安佐北区可部町大字桐原字山根1567番地1 地先から 安佐北区可部町大字桐原字山根1583番地2 地先まで	令和8年6月12日